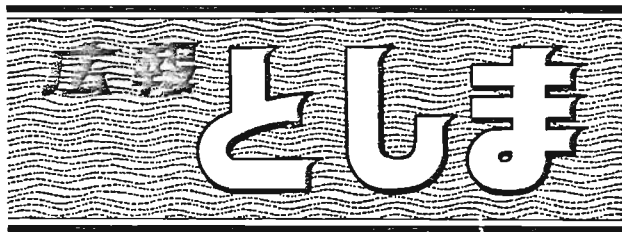


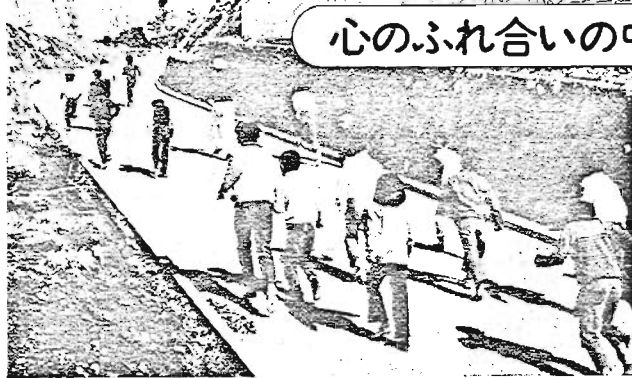
= 生鮮食品の =
〔安売りデー〕
毎月第3週水・木・金・土



発行 東京都豊島区 豊島区東池袋1-18-1 〔981〕1111 千170 編集 企画部広報課

教養講座のお知らせ
テーマ：『スポットに見るファッション心理と社会風俗』
日時：2月20日(金)午後6時半～8時半
会場：豊島区民センター4階 第3・4・5会議室
講師：明治大学 鈴木武樹教授
対象：区内在住または在勤者
定員及び受講料：50名 無料
申込受付：2月10日から社会教育課事務係で先着順に受付致します。なお、電話(内線3465)受付も致します。

親と子と先生の 心のふれ合いの中で



～こんなに元気に山登り～
(竹岡養護学園にて)

それぞれの障害に
適応した教育を

心身障害学級

生まれかわったら 小学校 五年

生まれかわることができたら一番にしようふな体をもとと土をふみしめて走ろう走ろうほくのすきな虫あつめをたくさんしようそうぐんかつけなくてもいいのだヘルメットもいらさないのだ

あなたも
足をとめて……

「まとめ展」
区民センターで
2月27日～29日

そこにあります。
せい一ぱいの大声で話すセリフ
の中にも、生きていこうとする子

どの作品にも障害児の数倍の努力を注いでいるのが見えます。一生懸命に歌い、喜びに輝いた目が跡でもありません。

「まとめ展」
区民センターで
2月27日～29日

都省では、入学希望者全員を学校教育で受け入れる方針を打ち出し、都は昭和49年度から実施し、国は54年度から全国的に義務教育の実現を図ろうとしています。
日本の義務教育就学率は99・8%で、世界第一位といわれていますが、この心身障害児が全員教育を受ける時(54年度)こそ、就学率は100%になるわけです。

●心身障害児の教育とは
いままです特殊教育という呼び方をしてきましたが、これはあまりにも人間を区別した教育であるとして解されるもので、いまでは特殊教育と呼ばれています。心身障害教育といいますが、これは心身身体に何らかの問題をもつ子どもに、それぞれに適応した教育をという考えから出発しており、あくまでもあたりまえの教育だからです。心(自閉症) 極度の引込現象の子、イライラして感情の不安定な子、知恵おくれで発達のおそい子、病弱、瘦弱の子など、人間は誰でもそういう問題をいくらか持つつていいますが、その症状のひどく進んだ子に対して最も適した教育を考えたのが心身障害学級です。

●豊島区の現状は
豊島区には現在、心身障害児児童生徒を受け入れる学級を設置している学校は、14校(小学校10校、中学校4校)あります。現在、在籍している児童・生徒は、計一九六人です。お知らせ欄にある「まとめ展」はこの子どもたちが発表するわけです。

●早期発見・早期治療で
子どもは異常に気づくのが早いかおそいかで、治るまでの期間がずいぶん違います。3歳児健診、就学時健診はその点で重要ですが、それ以外の時期でも、異常に気づいたら早く手当てをすることが大切です。幼児・児童・生徒等についての教育に関することは、区教育相談室で専門家が相談を受けております。気軽にお電話をください。
豊島区教育相談室 717440
東池袋2-38-10

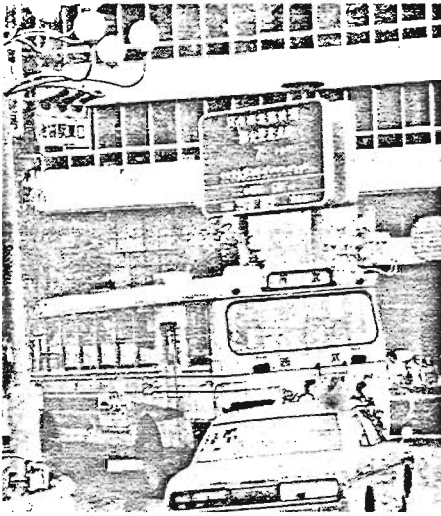
自動車排出ガス

排出ガスの成分は多種類

自動車が吐き出す排出ガスには非常に多くの成分が含まれています。その中で人体に有害な成分として、一酸化炭素(CO)、窒素酸化物(NOx)、いおう酸化物(SOx)、炭化水素(HC)などがよく知られています。

この他に燃料に混入されている添加剤と、その燃焼ガス、および数量ながら多種の有機ガスがあります。また重金属粒子、およびブレーキ、クラッチが磨耗して飛散するアスベスト(石棉)粉じん等も排出されます。自動車排出ガスとは、これら多種成分の混合ガスなのです。

自動車排出ガス調査では、これらの成分全部を測定することは困難です。一般に一酸化炭素を代表として測定しています。図1は、昨年9月に豊島区が調査した要町バス通り・千川通り交差点排出ガスの調査結果をグラフにしたものです。



～吐き散らされる自動車排出ガス～

公害レポート

人間の文明社会は、自動車の発明と進歩により、急激に高度化したと言われています。しかし同時に、大都会の空気が、吐き散らされた排出ガスによって汚染されています。また排出ガスによって呼吸器系の障害を起したり、発病はしなくても軽い自覚症状を訴える人々の数が増えたことも事実です。

今回の公害レポートでは、最近の自動車排出ガス調査結果にもとづき、自動車排出ガスにメスを立ててみることにしました。

今回はCO濃度、NO濃度、浮遊粒子状物質を48時間連続して測定しました。この図を見ますとグラフの形が三成分とも良く似ています。また交通量の多い時間帯に、それぞれの成分の濃度が高くなっていることがわかります。

光化学スモッグと排出ガス

鉛の量は減ったが...

自動車の燃料には、エンジン性能を高めるために、各種類かの添加剤が添加されています。この添加剤の成分は、石油会社によって異なり、不明なものもあります。添加剤として良く知られているものに鉛化合物があります。この鉛化合物の添加剤は、現在、ハイオク(有鉛)ガソリンには添加されていますが、昨年の2月よりレギュラーガソリンには添加されなくなっています。図2は、豊島区が過去4年間にわたり、測定した区内主要交差点の大気中の鉛濃度のグラフにあらわしたものです。これ

昨年の夏も光化学スモッグ注意報が、幾度も発令されました。この光化学スモッグの原因物質は、窒素酸化物と炭化水素であると言われています。

窒素酸化物の発生源のうち約7割が自動車であり、炭化水素の大半も自動車から排出されています。このことから光化学スモッグのおもな犯人は、自動車排出ガスであると言われています。

図2によれば、大気中の鉛濃度は減少傾向にあります。それでも排出ガスという混合ガス全体の中では、ほんの一部分が減少したに過ぎません。

自動車排出ガスと交通渋滞

スは、余々に大気中で拡散され、薄められます。しかし拡散は、天候の影響の他に、道路幅員と交通量および混雑状態に強く影響されます。

たとえば道路幅員が広い場合でも、交通量が多過ぎると、多量の排出ガスが排出され、拡散がされにくくなります。また交通量が少なくても、道路幅員が狭い場合には、排出ガスが道路面と両端の建築物の間に閉じ込められて拡散されにくくなります。

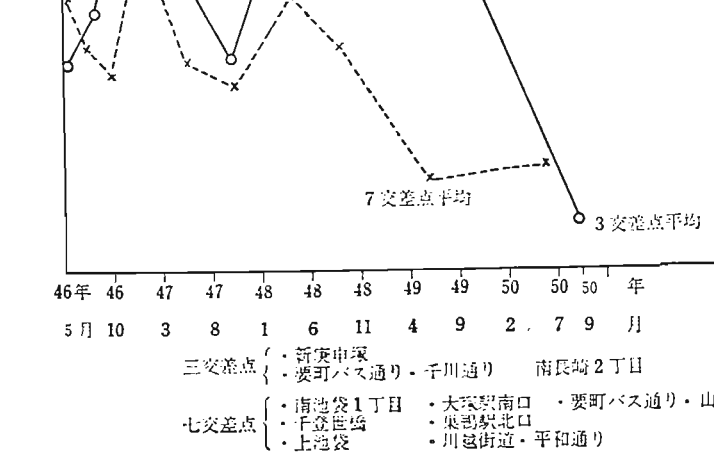
なお、排出ガス中、CO濃度の割合が高くなるのは、アイドリング(エンジンだけをかけたまま、停車している状態)時と減速時です。また、炭化水素は減速時に多量に排出されます。

豊島区の調査では、交通渋滞が著しい三交差点において、高い汚染が記録されています。この理由は、道路幅員に比べ、交通量が多過ぎて交通渋滞に陥え間がないこと、さらに渋滞によるアイドリング、発進、減速、停止の繰り返しの吐き出された高濃度の排気ガスが、道路と建築物の間によって拡散されないこと等によるものです。

用語の解説

①炭化水素(HC)
炭素と水素が結合した化合物の総称です。自動車からは、主に燃料の不燃燃焼ガス、プロピルガスとして排出されます。また、石油精製所、有機溶剤を取り扱う事業場などからも排出されます。

区内主要交差点における大気中鉛濃度の経年変化

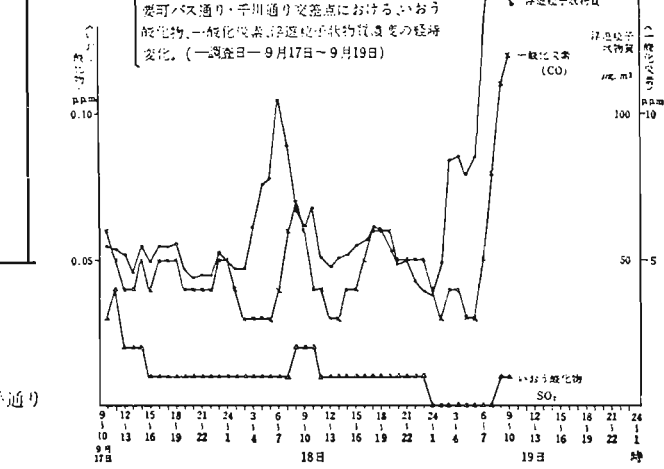


浮遊粒子状物質

燃焼施設や自動車から排出される10ミクロン以下の粒子状の物質です。成分は微細重金属が多く、慢性毒害(免疫学的な障害)の原因となるほか、それ自体が有害で、いおう酸化物などといわいて、呼吸器系疾患をもたらします。

※自動車排出ガスに関するお問い合わせは
公害課(内線2836)まで、どうぞ。

要町バス通り・千川通り交差点におけるいおう酸化物、一酸化炭素、浮遊粒子状物質濃度の経年変化



三税共同説明会の会場と日程

月日(曜)	会場	時間	所在地
2月10日(火)	豊島区立会館	午後1時30分～4時	豊島3-15-20 (第一出張所内側)
・12日(木)	青年会館	・	池袋2-1035 (第三出張所内側)
・13日(金)	氏崎厚生会館	・	長崎2-27-18 (第六出張所内側)
・16日(月)	第十一出張所	・	池袋本町1-12-5 (豊島区立図書館内側)
・17日(火)	南大塚社会教育会館	・	南大塚2-36-1 (元都電大塚中車庫)
・26日(水)	豊島区民センター	・	東池袋1-20-10 (豊島公会堂となり)

明日の街
納税は
2月16日
↓
3月15日
期限内に

○所得税
○個人事業税
○住民税
(特別区民税・都民税)

三税の申告手続について
○申告期限は、3月15日までですが、例年3月になりますと、税務署の窓口が、非常に混雑し、長時間お待ちせしめたり、十分にご指導もできなくなりますと、2月中旬に申告を済ませるようお願いいたします。

○所得税の確定申告書提出された方は、住民税と個人事業税の申告書の提出は必要ありません。ただし、確定申告書の一面左下の「住民税、事業税に關する事項」の記入を忘れないようご注意ください。

○申告をする方は：
①この1月の1日現在、豊島区に住所があり、かつ昨年中に所得があった方で、その合計所得金額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除金額の合計額をこえる方で、所得税の確定申告書提出される方や、給与所得のみで、勤め先の事業所等から区役所へ給与支払報告書が提出されている方は、



申告書の提出は不要です。また、つぎの所得は、申告の必要はありません。
(1) 利子所得については、定期貯金などで源泉分離課税を選択した所得、または普通預金の利子所得
(2) 配当所得については、少額配当所得(一銘柄、一回の配当が5万円(年一回の決算の場合は、10万円)以下の所得)および証券投資の収益分配金で源泉分離課税を選択した所得
③当区内で事業を営み、または、家族が当区内に居住し、事業主や世帯主などが、区外に住所をもっている場合は、事務所、事業所、家屋敷を有する旨の申告書提出してください。

所得税・贈与税の
申告は税務署へ

「あなたの納付書」をご利用ください。
☆期限内に納税を！
第3期分の納税は3月15日(月)です。延納される方は、3月15日までに半額以上を納め、申告書の「延納届出」欄に記入すれば、5月31日まで延納できます。ただし延納された税額には、年7.5%の利子税がかかります。

電子計算機処理の関係で、このような方には直ちに証明書をお渡してはなりません。どんなことでも不審な点は税務署へご相談ください。
▽テレホンサービスの電話番号を変更しました
東京国税局テレホンサービスでは、相談件数の増加に伴う回線の増設を機会に、代表番号を変更しました。新しい電話番号は、241-0511です。

個人事業税の申告は
都税事務所へ
個人で物品販売業、製造業など所得税に通常「営業」(第一種事業)と申告されている方や、理容業、医療などの自由業で所得税に通常「その他事業」(第三種事業)と申告されている方は、その事業の年間所得が課税の対象となりますが、事業主控除、事業専従者控除を差し引いた所得に課税されます。

昭和50年分所得税の
確定申告について

申告期間：2月16日～3月15日
納付期限：3月15日(月)
☆申告や相談はお早めに！
申告書の提出期限は3月15日ですが、申告や相談はお早めにどうぞ。還付を受けようとする方は、2月15日以前までに申告してください。確定申告すれば税金がもどる方は、次のよう方です。
①給与所得者で、雑損失や医療費、寄付金、住宅取得などの控除ができる方
②所得の少ない方で、利子や配当・原稿料などの所得がある方
③予定納税額のある方で、確定申告の必要がなくなった方や欠損申告をなさる方
なお、還付金が3万円以上の方は銀行振込にもできますので、申告書下欄にある振込先などについて詳しくご記入ください。

☆特別なお知らせと申告書は：
普通、一般用の申告書により申告しますが、次のような方は特別な説明書や申告書が必要で、①みなし法人課税を選択している方
②分離課税となる土地等の事業所得や雑所得のある方
③土地や建物や譲渡された方
④山林所得や退職所得を申告される方
⑤資産所得の合算課税となる方
⑥各種所得金額の合計が赤字になる方の「退職所得以外の各種所得の合計が二千万円を超える方
★譲渡の「お尋ね」は：
「お尋ね」は、関係事項を記入のうえ、確定申告書に添付して提出してください。

☆納税証明書の請求
紙をご利用ください。
2月初旬にお送りした申告書と同封の返信用封筒(切手不用)により郵送してください。
なお、未着、紛失や汚損の場合は、課税課(内線2315、2325)あてに請求ください。

☆納税直後の納税証明は：
納税証明の請求はお早めに！
これからは納税証明書を請求される機会が多いと思います。3月は所得税の確定申告で窓口が混み合いますので、お早めにどうぞ。
☆納税直後の納税証明は：
電子計算機処理の関係で、このような方には直ちに証明書をお渡してはなりません。どんなことでも不審な点は税務署へご相談ください。

個人事業税の申告は
都税事務所へ
個人で物品販売業、製造業など所得税に通常「営業」(第一種事業)と申告されている方や、理容業、医療などの自由業で所得税に通常「その他事業」(第三種事業)と申告されている方は、その事業の年間所得が課税の対象となりますが、事業主控除、事業専従者控除を差し引いた所得に課税されます。

青色申告のおすすめ

所得税は、ご自身が計算して申告や納税をしていただくことになっていきます。これには日ごろの記帳が必要です。
☆青色申告の利点
お店の経営状態がよくわかり、合理的な経営に役立つほか、得意先や銀行の信用が高まり、取引や融資を受けるにも役立ちます。
☆青色申告の特典
10万円の青色申告控除や専従者給与が必要経費となり、事業主の給与を認める「みなし法人課税」の制度も選択でき、節税に役立ちます。

☆青色申告の手続き
新規開業の方は開業から2か月以内に、また、今まで営業していた方は3月15日までに「青色申告承認申請書」を税務署に提出していただくようになっています。
お早めどうぞ！

☆納税証明書の請求
紙をご利用ください。
2月初旬にお送りした申告書と同封の返信用封筒(切手不用)により郵送してください。
なお、未着、紛失や汚損の場合は、課税課(内線2315、2325)あてに請求ください。

☆納税直後の納税証明は：
納税証明の請求はお早めに！
これからは納税証明書を請求される機会が多いと思います。3月は所得税の確定申告で窓口が混み合いますので、お早めにどうぞ。
☆納税直後の納税証明は：
電子計算機処理の関係で、このような方には直ちに証明書をお渡してはなりません。どんなことでも不審な点は税務署へご相談ください。

個人事業税の申告は
都税事務所へ
個人で物品販売業、製造業など所得税に通常「営業」(第一種事業)と申告されている方や、理容業、医療などの自由業で所得税に通常「その他事業」(第三種事業)と申告されている方は、その事業の年間所得が課税の対象となりますが、事業主控除、事業専従者控除を差し引いた所得に課税されます。

一案内

△申告の相談や受付は：
毎日午前9時15分から午後5時までです。ただし、土曜の午後と日曜は休みです。時間外に文書を出される方は、「時間外文書受付箱」をご利用ください。
▽にせ税理士・にせ税務職員に
にせ税理士かどうか疑問なときは、税理士証票の提示を求めるか、豊島税務署(91-2171)総務課へお尋ねください。また、税務職員は、有料の講習会への勧誘や、本を売り歩くことは絶対ありません。どんなことでも不審な点は税務署へご相談ください。
▽テレホンサービスの電話番号を変更しました
東京国税局テレホンサービスでは、相談件数の増加に伴う回線の増設を機会に、代表番号を変更しました。新しい電話番号は、241-0511です。

個人事業税の申告は
都税事務所へ
個人で物品販売業、製造業など所得税に通常「営業」(第一種事業)と申告されている方や、理容業、医療などの自由業で所得税に通常「その他事業」(第三種事業)と申告されている方は、その事業の年間所得が課税の対象となりますが、事業主控除、事業専従者控除を差し引いた所得に課税されます。

ご利用ください

豊島区立勤労青少年センター



「仕事の終わったあと、ちょっと休日のひととき」を音楽に耳を傾け、読書に親しみ、また、ときには友と語りあひしてみませんか！
明日への希望と夢を育てる「こいのぼり」として、みなさま方のご利用をお待ちしています。

△個人利用▽30歳以下の勤労青少年(個人経営を含む)で、区内在勤または在任の方
※：勤務先の身分証明書を添えて窓口へ申請します。一年間有効の利用証をお渡しします。

△グループ(団体)利用▽個人利用証を受けた方は、グループ(団体)利用もできます。利用申請は、利用する日の30日前から受け付けます。その他の団体利用は、勤労青少年の福祉向上を目的とする場合に利用できます。

○開館時間：午前9時～午後9時(4～9月は午後9時半まで)
○休館日：日曜 祝日 年末年始
○使用料：無料

書道教室

老人福祉センターでは、「初心者」のための書道教室を行いますので、お気軽にご参加ください。
★とき：2月23日～4月12日の毎週(月)の計8回
午前10時半～正午

★ところ：当センター 集客室
★講師：黒沢松恵先生
★定員：30名(60歳以上)
内容は墨のすり方・筆の持ち方から勉強します。
★申込み・受付：2月10日から先着順に受付
お問い合わせ先：
老人福祉センター
南池袋3-5-12
(03)5896

川柳グループでは

会員を募集しています
老人福祉センターでは、ユニークアあふれる豊かな老後を目ざして

音楽教室

ハーモニカ・ピアノ(非習)にやさしいけん登ハーモニカで、初心者を対象等の音楽会、昔ながらの歌などを練習する予定です。
★とき：3月9日～5月25日の毎週(火)の計12回
午後1時半～午後3時
★ところ：南大塚ごときの家
★定員：20名(60歳以上)
★申込み：2月12日から先着順
お問い合わせ先：
南大塚ごときの家
南大塚2-36-1
(03)7355

スポーツテスト

★とき：2月22日(日)
午前9時～午後5時
★ところ：豊島体育館
★定員：費用：50名 教材費100円
★対象：区内団体・地域の指導者
内容は講義・実技・筆記試験
★申込み：2月20日までに教材費を添えて体育課(内線3485)

豊島体育館

休館のお知らせ
3月1日から6日まで、館内補修工事のため休館致します

区民のひろば

豊島区百人会は、区内の視覚障害者でつくられている唯一のグループです。
わたしたちに、身近な福祉関係の連絡をとりあひながら、視覚を目的とした楽しいハイキングや旅行なども行っています。この機会に、あなたの入会を歓迎します。
なお、(近所)で目的ご不自由な方がいらっしゃいましたら、このことをお話しください。仲間入りのおすそめをお願ひいたします。
長時2の22の。
電話5950 百部士宅まで。

この欄は、区政に対するご意見、ご要望などを掲載するものと、区民(団体)相互の交流を深める場です。
提案あるいは掲載を希望される方は、掲載日(毎月10日号予定)の1か月前に区報課へ。
字数は100字以内で、署名を目的とするもの、特定の宗教・政治団体の活動にかかわるものなどは、掲載できません。

愛の献血をしましょう
あなたの献血で、尊い生命を救ってあげましょう
このたび、ライオンズクラブの方々のご協力により、次の日曜で東横線沿線に立ちました。多くの方々のご理解とご協力をお願いいたします
とき：2月26日(木)
午前10時～午後3時
ところ：豊島区民センター(一階)

小学校就学児の保護者の方へ

新しく小学校へ入学される方には、「就学時健康診断通知書」を送付しましたが、(都合により)指定日に健康診断を受けられなかった方は、次の日時に受診してください。
その他、くわしくは：
保健給食係(内線3441)
電話5950 百部士宅まで。

2月の都税

豊島区税務所から
固定資産税、都市計画税第4期分の納税期限は3月1日(月)です。
お忘れのないよう、ごよりの郵便局又は銀行、信用金庫、信用組合等でお納めください。

合同行政相談所・開設

関東東区行政監察局から
区・町・法務局・国税局が参加して、税金、道路、登記、環境保全などの相談に応じます。
お気軽にご利用ください。
★とき：2月20日(金)
午前10時～午後4時
ところ：西武百貨店池袋店7階

20歳になったら将来の設計を

国民年金課から
成人式を迎えられた皆さん、これから社会的にいろいろな権利が与えられ、義務が課せられます。国民年金に加入することも義務の一つです。
国民年金には、20歳以上60歳未満の日本国民で、厚生年金や共済組合などの年金に加入していない方は必ず加入することになっています。
また、昇進前の学生などは希望で加入することができます。
年金は、65歳になれば、老齢年金が支給されます。また、保険料を支払い始めて一年たった後に、例えば思わぬ重傷障害を受けた場合、治療費まで障害年金が支給されます。
また、母子年金、遺児年金等の

国民年金相談日

変更のお知らせ
2月12・13日に第12出張所で開設予定の年金相談日は、都合により2月16・17日(午前10時～午後3時)に変更しましたのでご了承ください。
保険料が納められない方は：
保険料が納められない事情のあるときは、ご返金なくお申出ください。戻金受取の相談は、いつでも受付しております。
くわしくは：
電話(内線)2685(まで)

“火事”

危険がいっぱい
冬の暖房
(そこに危険が)
子どもを
おいての
留守はもつとも
危険
ストーブ
た

